

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第3回

開催年月日 令和3年7月29日(木)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	中央最低賃金審議会における「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
公益代表 4名			
労働者代表 5名	2	その他	
使用者代表 5名			

次回本審開催予定日 令和3年8月5日

[開会] 午前9時35分

会長 ただ今から、第53期第3回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の議題に入る前に、お手元の資料の2ページに前回開催しました第2回審議会の審議要旨がありますので、資料2をご確認いただきたいと思えます。
審議要旨について、何か補足することはございませんでしょうか。

意見なし

会長 特にないようですので、この資料2の審議概要を了承いただいたものとしませす。
それでは、本日の議題に入らせていただきます。

[議事(1)について]

会長 では、議事の(1)、中央最低審議会における「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安」について、事務局から伝達をお願いします。

事務局 中央最低賃金審議会におきまして、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についてですが、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣あてに、答申がなされています。

本体資料の3、資料3の「答申文」と「目安に関する小委員会報告」を読み上げて、伝達とさせていただきます。

中央最低賃金審議会答申文等の要点を読み上げ

- 事務局 以上でございます。
- 会 長 ただ今の伝達についてのご意見をお願いしたいと思います。
労働者側は。
- 市川委員 特にありません。
- 会 長 使用者側はどうでしょうか。
- 野村委員 今年度の中賃が示した目安額の根拠について疑問を感じております。
- 会 長 ありがとうございました。
- 市川委員 労働者側からすると目安額が全国一律であれば地域間格差が解消しないという根本的な課題は残ります。
- 会 長 中賃の目安の取り扱いにつきましては、第1回本審並びに第2回の本審の審議において「地域最低賃金改正審議に当たっての最も重要な資料の一つとして取扱う。」ということを確認いただいております。
高知県最低賃金専門部会の審議におきましては、この中央最低賃金審議会の答申を踏まえまして、十分な審議を尽くしていただき、できる限り「全会一致」で結審いただきますよう、よろしく申し上げます。
- 会 長 次に、別冊資料について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、別冊資料についてご説明します。
限られた時間内でのご説明ですのでポイントを絞ってご説明します。
まず初めに別冊3をご覧ください。令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の資料です。2ページ目を御覧ください。令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料ナンバー1、令和3年賃金改定状況調査結果」、いわゆる「第4表」について集計誤りが判明しましたのでこのとおり修正いたします。また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので令和2年調結果も併せて訂正させていただきます。誤りの原因と再発防止対策につきましては3ページ目に記載の通りです。中央最低賃金

審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

起立の上、謝罪

続けて資料の説明 1 枚目の別冊資料 1 についてご説明します。36 ページ以降は都道府県別の統計資料です。37 ページは都道府県別の各種関連指標です。38 ページは有効求人倍率、39 ページは失業率、40 ページは賃金と労働時間の推移、42 ページは消費者物価指数の推移、43 ページは消費者物価指数の地域差指数の推移、44 ページは労働者数などの推移、45 ページは雇用保険被保険者数の推移、46 ページは就業者数です。47 ページ以降は都道府県別の業務統計です。

48 ページは令和 2 年度の最賃決定状況、49 ページは目安と改定額との関係の推移、50 ページは効力発生日の推移、51 ページは最高額と最低額および差額の推移、53 ページは引き上げ率の推移です。

56 ページは経済財政運営と改革の基本方針 2021 です。59 ページ(3)をご覧ください。感染症下においても最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考として、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることが令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定されております。

62 ページは、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップフォローアップについてです。64 ページ、アンダーラインのところですが、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠であること、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し本年の引き上げに取り組むこととされています。71 ページ以降は新型コロナウイルス感染症関係資料です。75 ページは都道府県人口 10 万人あたりの都道府県別の感染状況が人数で表記されています。87 ページは令和 3 年度政府経済見通しの概要です。97 ページは都道府県別の新規求人数の減少率です。109 ページ以降の資料は政府の対策と実施状況です。117 ページは雇用調整助成金の申請件数と決定件数の推移です。124 ページ以降は目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料です。26 ページは中小の売上実績、127 ページは中小業の業況、128 ページは倒産件数の推移、129 ページは労働生産性の推移、135 ページと 136 ページは業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの政府支援策、137 ページは令和 2 年の業務改善助成金県別実績です。149 ページ以降は諸外国の最低賃金制度、改定状況についての資料です。171 ページ以降は最低賃金に関する先行研究・統計データに関する資料です。186 ページは都道府県別完全失業率と最低賃金の相関、192 ページは都道府県別 1 人当たりの労働生産性と最低賃金の相関関係、193

ページは経済センサスベースと最賃の相関関係、194ページは都道府県別一人あたりの労働者生産性と最低賃金との相関関係、195ページは都道府県別の小規模企業の労働者生産性と最低賃金との相関関係です。196ページ以降は最低賃金と地域間格差、地域間異動に関する資料です。201ページは若年層の東京圏への移動理由について、202ページから203ページは移動理由についての資料です。205ページ以降は最低賃金と賃金・消費に関する資料です。208ページは一般労働者の時間当たりの所定内給与と最賃額の差の分布、209ページは短時間労働者の時間当たりの所定内給与と最賃額の差の分布、210ページは産業別の時間当たりの所定内給与と最賃額の差の分布、212ページは都道府県別高校新規学卒者の初任給額と最賃の関係の資料です。

213ページ以降は最低賃金と貧困に関する資料です。216ページは生活保護と最賃の比較、219ページは最賃近傍雇用者の世帯所得の状況、220ページは最賃近傍雇用者の就業調整の状況、228ページは全労働者の平均賃金に占める最賃の国際比較にかんする資料です。230ページ以降は最低賃金の属性別の影響率に関する資料です。236ページは性、年齢階級別の最低賃金の影響率、237ページは就業形態・性・年齢階級別の最低賃金の影響率についてです。以上です。

[議事の(2)]

会 長 ありがとうございました。

只今の資料についてご質問などあれば、本審終了後に開催する専門部会でお受けしたいと思います。

では次に、議事(2)の「その他」の審議に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 特定(産業別)最低賃金でございます「電子」と「一般貨物」においては特定最低賃金改正決定の申出書を受理しております。

両者とも申出要件を審査した結果、「電子」「一般貨物」ともに申出要件を概ね満たしていますので、改めて9月に開催を予定しております本審にお諮りしたいと思います。

以上でございます。

[次回予定]

会 長 次に、次回の本審の開催日時についてですが、次回の本審は、8月5日の午前9時30分より開催予定の地域最賃専門部会において、全会一致に至らない場合に限り開催するものです。

8月5日までに、高知労働局長あて答申することを目途とし、10月1日の発効をめざして審議を尽くすことが第1回本審において承認されておりますので、仮に、8月5日の午前中に開催される専門部会で全会一致に至らなかったときには、同日、8月5日の午後3時から本審を緊急開催することになります。

また、8月5日までに答申に至らない場合の予備日として、8月6日を設定していますので、8月6日に専門部会を開催するという事になれば、その前の8月5日の午後3時から予定の本審は中止として、そして、予備日である8月6日の午前中に開催する専門部会において全会一致に至らなければ、同日、8月6日の午後3時から本審を開催するという事によろしいでしょうか。

異議なし

会 長 では、8月5日の専門部会で全会一致とならなかった場合に開催する8月5日午後3時からの本審は、金額決定の審議となりますが、非公開とすべき特段の理由がありませんので「公開」としてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 では公開することとします。
来週から集中審議が行われる専門部会での審議の進行次第ということになります。
8月5日に本審が臨時開催されることとなれば、当該本審は「公開」とします。
次に、地域別最低賃金の改正の意見に関する異議申出があった場合に、諮問を受けて開催するいわゆる「異議審」の本審についての公開についてお諮りします。
異議審については、結審の日取りによって8月23日または8月24日に開催予定ですが、今年度も公開とする取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。
以上で本日予定していました議題は全て終了しました。
第53期第3回高知地方最低賃金審議会を閉会といたします。

なお、専門部会の各委員におかれましては、この後、引き続き審議をしていただくこととなりますので、円滑な審議についてよろしくお願いいたします。

本日は、ご出席いただきありがとうございました。

[閉会] 午前11時03分